

学校施設環境改善交付金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 2083万円
(前年度 10件 6億7568万円)

1 交付金の概要

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(交付対象事業)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(算定割合)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

交付対象事業は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業(危険改築事業)、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるものの改築事業(不適格改築事業)、地域・学校連携施設の新築、増築又は改築事業(校舍又は屋内運動場の新築、増築又は改築と同時にされるものに限る。「地域・学校連携施設整備事業」)等とされている。

交付対象事業のうち、危険改築事業及び不適格改築事業(危険改築事業等)について、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額に応じて再計算することとなっている。また、危険改築事業等を複数年度にわたって実施する場合には、施設の解体及び撤去事業を実施する年度にのみ施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算することができることとなっている。

また、地域・学校連携施設整備事業について、当該事業の対象経費は、学校施設とは別の、社会教育施設、文化施設・文化財保護施設等の他の文教施設等(複合化対象施設)と学校施設との複合化を図ることに伴い必要となる多目的ホール、展示ホール等の地域・学校連携施設の整備等に必要な経費とされている。

2 検査の結果

3県の3市村において、施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算せずに危険改築事業等の配分基礎額を算定したり、施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算して危険改築事業等の配分基礎額を算定したり、複合化対象施設と学校施設との複合化に伴う施設の整備に要する経費に該当しない経費を対象経費として地域・学校連携施設整備事業の配分基礎額を算定したりしていたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計2083万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
青森県	下北郡風間浦村	地域・学校連携施設整備事業	平成26、27	411万円	205万円	複合化対象施設と学校施設との複合化に伴う施設の整備に要する経費に該当しない経費を対象経費としていたもの
奈良県	奈良市	危険改築事業	28、29	1億3865万	625万	施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算していなかったもの
福岡県	久留米市	危険改築事業、不適格改築事業	26、27	1億5036万	1252万	施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算していたなどのもの
計	3事業主体			2億9314万	2083万	